

## 邑南町後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、国、地方公共団体、民間団体等が主催する事業に対する邑南町（以下「町」という。）が共催、後援、協賛その他これらに類するもの（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を支援することをいう。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛同することをいう。

### (承認の基準)

第3条 町が後援等の名義使用を承認する事業は、次の各号のすべてに該当するもので、町が後援等を行うことが適切かつ有意義と認められるものとする。

- (1) 町の施策を推進する上で有益であると認められるもの
- (2) 町民一般を対象とするもの
- (3) 存在及び組織等が明確である団体が主催するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援等を行わないものとする。

- (1) 宣伝、親睦又は営業を主たる目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれを有するもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか町長が不適切と認めるもの

### (承認の期間)

第4条 町が後援等の名義使用を承認する期間は、名義の使用を承認した日から事業が終了する日までとする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

る。

(申請の手続)

第5条 後援等の名義使用の申請をしようとする団体(以下「申請者」という。)は、後援等名義使用承認申請書(様式第1号)に、当該事業の企画書、予算書等の事業内容のわかる資料及び団体の規約等参考となる資料を添えて、事業開始の1か月前までに町長に申請しなければならない。ただし、当該申請書に記載すべき事項を満たしている場合は、当該団体等における申請書等により申請に変えることができる。

(審査及び決定)

第6条 町長は、前項の申請があったときには、速やかにこれを審査し、後援等名義使用承認通知書(様式第2号)又は後援等名義使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認にあたって次の項目について条件を付することができる。

- (1) 経費の負担に関する事。
- (2) 事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任に関する事。
- (3) 主催者が参加者から徴収する費用に関する事。
- (4) 開催又は開設の場所における公衆衛生及び安全配慮の措置に関する事。
- (5) 施設の使用料に関する事。

(承認の取消し)

第7条 町長は、後援等名義使用の承認後において、虚偽の申請によるものであったことや、この告示の規定に反する事項が判明した場合には、承認を取り消すことができる。

(報告)

第8条 町長は必要があると認めるときは、事業等に関し必要な事項の報告を求めることができる。

附 則

この告示は、令和7年5月23日から施行する。